

消費者被害注意報

約束のない買い取り業者は違法!!

春を迎え、自宅の不用品を整理したいと思っている方は要注意です。
貴金属などを業者に見せると強引に買い取られる危険があります。

とりあえず、お家の中
見せてください！

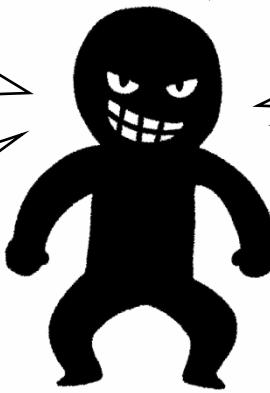
今日だけ買取価格が
10%高いです。

査定は無料です、
安心してください。

処分にお困りの物
なんでも買取ります。

悩むなら売ったほう
がいいです。

貴金属も買取ります
から見せてください。



約束のない業者が訪問に来たら…



- 約束のない業者が訪問してきたりきっぱり断りましょう。
- 断っても帰らない場合は、迷わず110番に電話しましょう。
- 業者と契約をしてしまった場合は、必ず契約書を求め取引内容をしっかり確認しましょう。
- クーリング・オフは、契約書を受け取った日から8日間適用されるため、困ったらすぐに下記番号に相談しましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎ 043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く